

教員選考基本方針（案）

新県立大学の設立に係る専任教員については、新県立大学基本構想及び教育課程編成方針に基づく教育内容を実施できる者を以下の基本方針により選考する。

1 募集について

（1）募集対象

- ① 教授、准教授、講師、助教及び助手について行う。
- ② 上記①には、実務経験を有し、その経験を活かして教育を行う者（以下「実務家教員」という。）を含めることとする。

（2）募集方法

- ① 原則として公募による。
- ② 上記①の他、教育課程・教員選考専門部会の委員等が推薦した者を候補者とすることができます。
- ③ 長野県短期大学の専任教員については、本人の意向等を踏まえて、公募に先立ち選考を行う。

2 選考について

- ① 設立委員会（仮称）に選考委員会（仮称）を設置し、選考委員会が採用候補者を選考し、設立委員会の推薦を経て、県が採用予定者を決定する。
- ② 選考にあたっては、人物、教育能力、研究能力等を審査する。
- ③ 実務家教員の選考における研究能力については、実務経験や実務上の研究実績あるいはそれに相当するものをもって審査する。
- ④ 審査にあたっては、書類審査を経て、面接、模擬授業等を行う。
- ⑤ 多様性が確保されるよう配慮する。

3 その他

テニュアトラック制※を導入する。

※一定の要件の下に、任期の定めのない雇用へ移行することを前提とする雇用制度。

テニュアトラック期間は、職位等に応じて定めることとし、直ちにテニュアを付与することもできることとする。